

守口市公共施設予約システム運用事業

プロポーザル募集要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、公共施設予約における更なる市民サービスの向上及び窓口業務の軽減、並びに公共施設の利用促進を図るため、ASP サービスによる公共施設予約システムの導入及びその適正な運用を行うことを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 守口市公共施設予約システム運用事業
- (2) 事業内容 「守口市公共施設予約システム運用事業企画提案仕様書」(別紙1)のとおり
※システムについては、原則、各事業者が所持するパッケージソフトの導入を前提とし、別途企画提案を受入れるものとする。
- (3) 契約期間 契約締結日～平成35年12月31日
- ア 導入期間 契約締結日～平成30年12月31日
- イ 運用期間 平成31年1月1日～平成35年12月31日
- (4) 上限額 28,102,000円(消費税及び地方消費税を含まない。)

上限額は次の項目の経費を含むものとする。また、上限額は契約時の予定価格ではなく、提案内容の規模を示すものであることに留意すること。

- ア 導入業務に係る経費 6,760,000円
(消費税及び地方消費税を含まない。)
- イ 運用期間中の使用料及び保守業務に係る経費 21,342,000円
(消費税及び地方消費税を含まない。)

※ 消費税及び地方消費税相当額は、契約締結日～平成31年9月に関する金額については100分の8に相当する金額、平成31年10月～平成35年12月31日に関する金額については100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額)。

なお、税制の改正により消費税及び地方消費税の税率が変動した場合には、当該改正税法施行日以降における消費税相当額は、変動後の税率により計算した額とする。

(5) 担当部署及び問い合わせ先

守口市企画財政部企画課(担当:渡邊、溝部)

住所 〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

電話 06-6992-1407 (直通)

ファックス 06-6994-1691

メールアドレス Mori_kikaku@city-moriguchi-osaka.jp

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 本業務の参加表明書提出時において、平成 30 年度の本市入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 守口市物品等業者指名停止基準取扱要綱及び守口市建設工事等業者指名停止基準取扱要綱に基づく指名停止措置を受けている者又は各要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (4) 守口市公共工事等及び売払い等に関する暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 公共施設予約システム導入業務または運用業務について、同種・同規模（※）以上の業務を、国または地方公共団体から受注し、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に履行を完了した実績が 2 回以上あること。
※同規模とは、契約金額が「2 事業概要」中（4）上限額の 7 割以上かつ契約期間が 5 年以上のものをいう。
- (9) 受注者は、本業務内で取り扱う利用者情報等の個人情報の保護及びデータ管理の観点から、以下の認証のいずれかを取得していること。
 - ア 情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001 または JIS Q 27001）
 - イ プライバシーマーク（JIS Q 15001）

4 プロポーザルに係るスケジュール(予定)

項	内容	日時
1	参加表明の質問 提出締切り	平成30年 7月 5日 17時まで
2	参加表明の質問に対する回答	平成30年 7月 6日
3	参加表明書 提出締切り	平成30年 7月 9日 17時まで
4	参加資格審査結果通知	平成30年 7月 10日
5	提案書の質問 提出締切り	平成30年 7月 20日 17時まで
6	提案書の質問に対する回答	平成30年 7月 24日
7	提案書 提出締切り	平成30年 7月 30日 17時まで
8	プレゼンテーション	平成30年 8月初旬
9	審査結果通知	候補者選定が済み次第
10	仕様等詳細協議	協議業者へ別途通知
11	契約締結	前項の協議が整い次第

5 応募書類

- (1) 配布期間 平成 30 年 6 月 29 日から
- (2) 配布場所 守口市ホームページ内からダウンロード
- (3) 提出書類 「応募書類等一覧」(別紙 2)に掲げる書類
- (4) 作成方法 「応募書類等一覧」(別紙 2)のとおり

なお、原則として、市が指定した文書以外には名称及び商号(ロゴ)やこれらを類推できるような事項を記載しないこと。

- (5) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

6 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、以下のとおり提出すること。期限までに提出し

なかった事業者からの提案は一切受け付けないものとする。

- (1) 提出期限 平成 30 年 7 月 9 日 17 時必着
- (2) 提出場所 「2 事業概要」中(5)に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類
ア プロポーザル参加表明書(様式第1号) 1部
イ 会社概要報告書(様式第2号) 1部
ウ 業務実績報告書(様式第3号) 1部
- (5) 資格審査結果 7月10日に書面及びFAXで通知する
- (6) 注意事項 提出書類は、紙媒体にて必要部数提出すること

7 質問表の提出及び回答

本プロポーザルに関して、質問事項がある場合は以下のとおり質問を行うこと。

(1) 参加表明書の提出についての質問

- ア 提出期限 平成 30 年 7 月 5 日 17 時必着
- イ 提出場所 「2 事業概要」中(5)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール(受信確認の電話を行うこと)
- エ 提出書類 「質問表」(様式第6号)
- オ 回答について
 - ① 回答日時 平成 30 年 7 月 6 日
 - ② 回答方法 質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

(2) 提案書の提出についての質問

- ア 提出期限 平成 30 年 7 月 20 日 17 時必着
- イ 提出場所 「2 事業概要」中(5)に同じ
- ウ 提出方法 電子メール(受信確認の電話を行うこと)
- エ 提出書類 「質問表」(様式第6号)
- オ 回答について
 - ① 回答日時 平成 30 年 7 月 24 日
 - ② 回答方法 質問への回答は守口市ホームページに掲示し、個別には回答しない。

8 提案書の提出

参加表明書の提出を行い、資格審査結果通知において、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下のとおり提案書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成 30 年 7 月 30 日 17 時まで

- (2) 提出場所 「2 事業概要」中(5)に同じ
- (3) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)
- (4) 提出書類
- | | | |
|---|-------------------|-----|
| ア | 価格提案書(様式第4号) | 1部 |
| イ | 提案価格の明細 | 1部 |
| ウ | 企画提案書 | 10部 |
| エ | システム機能一覧(仕様書別添書類) | 10部 |
| オ | 業務委託契約予定書(様式第5号) | 1部 |
- (5) 注意事項
- ア 提出書類は、紙媒体にて必要部数提出すること。ただし、上記(4)提出書類のうちウ及びエは、ウとエを併せてフラットファイルA4-Sに綴り、合計10部提出すること。
- イ 紙媒体の提出に併せて、DVD-Rに記録した電子データを1部提出すること。また、参加表明書と併せて提出した会社概要報告書(様式第2号)及び業務実績報告書(様式第3号)の電子データも含めること。
- ウ 電子データのファイル名は、提出書類名と同じにすること。

9 評価

- (1) 評価方法
- 企画提案書、価格提案書、プレゼンテーションについて、評価基準に基づいて評価する。
- (2) 評価基準
- 評価点の配分は、「評価基準」(別紙3)のとおりとする。
- (3) プレゼンテーションの実施
- 企画提案書について、以下のとおりプレゼンテーションを実施する。詳細については、参加資格を有するものに対し別途通知する。
- ア 実施日 平成30年8月初旬
- イ 場所 守口市役所庁舎内
- ウ その他 ①プレゼンテーションソフトを用いたプレゼンテーションを認める
②プレゼンテーションには、実機によるデモンストレーションも含むこと
③プレゼンテーションに必要な機器(プロジェクター等)は、提案者が用意すること
- (4) 候補者の選定方法
- ア 失格者を除いた者の内、(1)の合計点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。
- イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者

として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目について守口市ホームページにおいて公表する。

【公表事項】

ア 候補者名及び合計点

イ 全参加者名 *五十音順

ウ 全参加者の合計点 *得点順

エ 委員の氏名等

※参加者の名称は五十音順で表記し、総合点は点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

11 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と守口市との間で、契約内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、守口市契約規則第21条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

12 その他

(1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第7号)により届け出るものとする。

- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 提案書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。
- (4) 提案書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。